

八尾市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正  
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員に対する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条に規定する職員に対する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>に規定する職員に対する<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下これらを「手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p>別表（第2条関係） 表 略</p> <p>備考 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）<u>第2条</u>に規定するホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員に対する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条に規定する職員に対する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>に規定する職員に対する<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>（以下これらを「手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p>別表（第2条関係） 表 略</p> <p>備考 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）<u>第2条第2項</u>に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。</p>